令和7年度 舞鶴市健全化判断比率及び資金不足比率 審査意見書

## １　審査の概要

(1) 提出日　令和8年8月20日
(2) 監査委員　杉島　久敏
　　岡野　昌和
(3) 審査の種類　健全化判断比率審査及び資金不足比率審査
　地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条及び第22条
(4) 審査の対象
　①舞鶴市健全化判断比率
　　実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率
　②舞鶴市資金不足比率
　　水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、貯木事業会計
　③算定の基礎となる事項を載した書類
(5) 実施場所及び日程
　①実施場所　舞鶴市役所監査委員事務局
　②日程　令和8年7月28日から8月18日まで

## ２　審査の着眼点及び実施内容

(1) 着眼点　審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に基づいて作成され計数が正確であるかを審査した。
(2) 実施内容　舞鶴市監査基準に関する規程(令和2年監委規程第2号)に基づき、関係書類等について確認し、年度比較により分析を行うとともに、関係職員に対して資料の提出及び説明を求めた。

## ３　審査の結果及び意見

健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていると認められた。健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、各公営企業の資金不足比率は、いずれも資金不足を生じていない。

今後とも、将来的に持続可能な行財政運営、公営企業の健全経営の推進により、財政健全化に努められたい。

【健全化判断比率】　（単位：%）

| 比　率　名 | 当年度 | 前年度 | 増減 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|---|---|---|---|---|---|
| 実質赤字比率 | － | － | － | 12.37 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | － | － | － | 17.37 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | 12.4 | 13.0 | -0.6 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | 75.4 | 70.0 | 5.4 | 350.0 | |

※ 実質赤字比率又は連結実質赤字比率が黒字の場合は、比率は「－」で表示。

【資金不足比率】　（単位：%）

| 会計名 | 当年度 | 前年度 | 増減 | 経営健全化基準 |
|---|---|---|---|---|
| 水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、貯木事業会計 | － | － | － | 20.0 |

※　資金不足がない場合は、資金不足比率は「－」で表示。